

## 働き方改革に関する『業務量管理・健康確保措置実施計画』の

### 第 1 回総合教育会議への報告につきまして

#### ◆本日の報告内容

- 1 総合教育会議への報告の経緯
- 2 本市の「業務量管理・健康確保措置実施計画」とは
- 3 本市の業務量管理・健康確保措置実施計画策定までの取り組みとその後の対応
- 4 所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

#### 1 総合教育会議への報告の経緯

- 資料 2**を使用し、ご説明いたします。

#### 2 本市の「業務量管理・健康確保措置実施計画」とは

- 教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画であり、本市では令和 8 年 4 月 1 日に改定しました。

「所沢市立学校における働き方改革基本方針（所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）**資料 3**」

#### 3 本市の業務量管理・健康確保措置実施計画策定までの取り組みとその後の対応

- 新たに計画を策定することも可能でしたが、本市においては、これまで策定している既存のアクション・プランである「所沢市立学校における働き方改革基本方針」に多くの必要事項が記載されていることから、この「所沢市立学校における働き方改革基本方針」に必要事項を加え改定し、3 月の教育委員会議で議決されました。
- 改定された「所沢市立学校における働き方改革基本方針（所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」の可決後の対応についてですが、
  - ・令和 8 年 3 月 11 日 教育委員会議で可決
  - ・令和 8 年 3 月 17 日 学校教育課より、市内小中学校へ送付

## 資料 1

- ・令和 8 年 4 月 1 日 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行
- ・令和 8 年 4 月 22 日 本市ホームページに掲載
- ・令和 8 年 7 月 31 日 第 1 回総合教育会議にて報告

## 4 所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

- 資料 3 を使用しご説明いたします。

# 「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して ～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

## 教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように  
するため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



## 学校の働き方改革

国



働き方改革を進める  
ための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

### 教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進



### 学校



- **業務の精選・見直し**
  - ・ 学校における**業務分担**の見直し
  - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
  - ・ **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
  - ・ 学校評価を活用
  - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



### 地域・保護者

- 学校との**連携・協働**
  - ・ 学校運営協議会※2などを  
通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
  - ・ 総合教育会議※3を通じた連携・協働



### 首長部局

学校の  
指導・運営  
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の  
処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた処遇改善(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。  
 ※2 保護者や地域住民が学校運営とその他のための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)  
 ※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師の**健康・福祉の確保**に向けて

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための**周知・広報**

✓ 「計画」の**総合教育会議への報告**

✓ **首長部局との連携**

✓ 個々の学校・教師の**勤務時間のモニタリング**

✓ **学校への支援**

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言



そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や  
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う  
マンパワーを確保します



「計画」の  
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の  
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への  
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り  
などに共に取り組みます



首長部局や地域・  
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため  
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、  
教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります

安全配慮義務  
に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

！ 各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、  
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です

！ 各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、**時間外在校等  
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への  
ヒアリングの実施等**の個別のアプローチも重要です

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、  
**教師が教師でなくてはできないことに集中する  
ことができる環境を整備していきましょう**



文部科学省HPI「全国の学校に  
おける働き方改革事例集」

# 所沢市立学校における 働き方改革基本方針

(所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)



所沢市教育委員会

令和8年4月改定

## 所沢市立学校における働き方改革基本方針

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 目 的                                 | 1 |
| 2 | 位置付け                                | 2 |
| 3 | 目 標                                 | 2 |
| 4 | 期 間                                 | 3 |
| 5 | 目標達成に向けた三つの視点と主な取組                  | 3 |
|   | <b>視点1</b> 学校における業務改善・支援体制の整備       | 4 |
|   | <b>視点2</b> ウェルビーイングの向上と働き方への意識改革の推進 | 5 |
|   | <b>視点3</b> 学校を支える体制の構築              | 6 |
| 6 | 関連する取組、今後のフォローアップ                   | 7 |

# 1 目的

## 働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

前基本方針では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきました。

本市においては、平成28年度から「所沢市立小中学校県費負担教職員の業務負担軽減検討委員会」を設置し、学校における業務負担軽減策について協議し、「学校・園の業務負担軽減に向けた実践事例・アイデア集」（令和4年度）や「所沢市『業務改善推進シート集』」（令和6年度）を作成し、具体的な取組を各学校に周知してきました。また、学校では、会議や行事の削減、事務の効率化、教育委員会では、出退勤記録システム「TK4－PS」の導入や提出文書の簡略化・削減、留守番電話の導入や保護者連絡ツールといった、実効性のある取組を進めてきました。さらに、「所沢市教育振興基本計画」や「所沢市教育行政推進施策」においても、ICT環境の整備、校務支援システムの導入、家庭・地域との連携推進、学力向上支援講師や各種支援員等の人的支援など、様々な角度から、その目標達成に向けて取り組んでいるところです。

こうした取組により、令和6年度に県が実施した「教職員の勤務状況調査」において、本市における教職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（休日・週休日を含む）

|     | 月45時間超の割合 |        |       | 月80時間超の割合 |        |       | 年間        |
|-----|-----------|--------|-------|-----------|--------|-------|-----------|
|     | R6.6月     | R6.11月 | R7.3月 | R6.6月     | R6.11月 | R7.3月 | 360時間超の割合 |
| 小学校 | 22.8%     | 18.8%  | 18.2% | 0.4%      | 0.0%   | 0.9%  | 48.7%     |
| 中学校 | 45.1%     | 33.5%  | 30.1% | 5.6%      | 2.3%   | 2.1%  | 55.7%     |

全体の平均在校等時間は年々減少傾向にあり、取組の成果が見られますが、年間360時間を超える割合が小学校48.7%、中学校においては55.7%と多くなっており、今後も目標達成に向けて更なる業務の工夫・改善に取り組んでいく必要があると言えます。

これらを踏まえ、所沢市教育委員会では、埼玉県教育委員会が改定した「学校における働き方改革基本方針」を受け「所沢市立学校における働き方改革基本方針」を改定し、目的を「**働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する**」と改めました。また、本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、「所沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を兼ねるものとします。

教職員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下、教職員の負担軽減や長時間勤務の解消に継続して取り組み、目的の実現に向けた働き方改革を推進していきます。

## 2 位置付け

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう、設置者である所沢市教育委員会が、所沢市立学校における働き方改革の基本的な考え方、目標を含む方針を策定することが必要です。

本方針は、埼玉県教育委員会が改定した「学校における働き方改革基本方針」との整合性を図った上で、所沢市教育委員会の方向性を定めるものです。

また、本方針については、今後、国や県の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行い、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいきます。

## 3 目 標

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要であり、前基本方針の目標を達成していない状況であることから、在校等時間に係る目標は継続します。

また、働き方改革を推進するためには、「効果的・効率的な業務」の推進や、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としなければなりません。さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていきます。

その実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての「『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を新たな目標として設定しました。

在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教職員のウェルビーイングを高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していきます。なお、今後、国や県における働き方改革の動向や勤務実態等もふまえつつ、適宜目標を見直していきます。

### 【ウェルビーイング\*】

○所沢市立小・中学校は「働きやすい」「働きがいがある」職場環境を確立する。

学校評価（教職員対象）において、上記内容を含む割合80%以上を目指す。

### 【時間外在校等時間】

①1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合100%を目指す。

②1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間が

30時間程度となることを目指す。

★行政職員等（事務職員等及び学校栄養職員）については、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

#### ウェルビーイングとは・・・

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

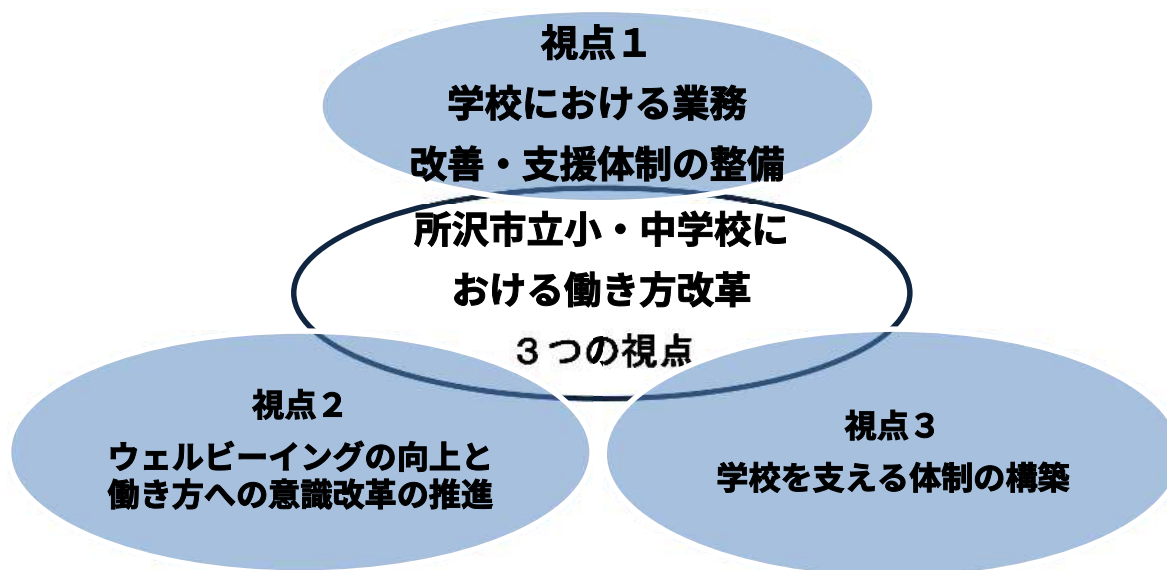
## 4 期 間

目標の達成期間は、3年間（令和8年～令和10年）を目途とする。  
なお、毎年度取組内容を整理し、実情に応じて、必要な更新を行う。

## 5 目標達成に向けた3つの視点と主な取組

本方針では、本市に勤務する教職員の勤務実態の課題を改善し、前項で示した数値目標を達成するとともに、職場環境を確立するため、「学校における業務改善・支援体制の整備」、「働き方・仕事の進め方に対する意識改革の推進」、「学校を支える体制の構築」の3つの視点に基づいて、具体的な取組を進めていきます。

### 3つの視点について



## 視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

### ○ 学校の業務改善の推進

- 「所沢市立小中学校県費負担教職員の業務負担軽減検討委員会」において、教職員が本来担うべき業務に専念し、子供と向き合える時間を確保するとともに、教職員一人一人が健康管理も含め、持っている力を十分に発揮できる環境を整えていけるよう、引き続き、具体的な取組を検討・実施していきます。
- 他の自治体や学校における教職員の負担軽減策の先行事例等を参考にするとともに、実施へ向けた検討を行うなど、学校の業務の更なる効率化を推進します。その際、「埼玉県業務改善スタンダード（小・中学校版）」や「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」を各学校に周知し、学校の実情に応じて活用するよう働きかけます。
- 各学校において、業務の効率化、会議や行事等の精選を図るなど、実態に応じ、主体的に業務改善に取り組むよう促します。

### ○ 校務の情報化の更なる推進

- 引き続き、校務支援システムC4t hやtetoruの機能充実と積極的な活用を推進します。
- 優れた学習指導案や教材等を共有し、教員が教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、効率化を図れるよう活用を促します。

### ○ 労働安全衛生法に基づく職場改善

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備します。

### ○ 研修及び会議の見直し

- 本市が独自に行っている研修や会議等について、県主催の各種研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮減、効果的な研修になるような実施方法について検討します。

### ○ 学校へ依頼する資料や調査等の軽減

- 本市教育委員会が実施する学校訪問について、過度な対応は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化等について、各学校に周知します。
- 調査研究事業等で学校へ調査を依頼する場合は、既に実施した調査や公表数値等を活用することができないか検討し、調査回数や内容、項目の見直し、削減をします。また、実施した調査については、関係機関で情報を共有します。

### ○ 各種行事等の縮減

- 本市で実施されている体育的行事や文化的行事等については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、行事の厳選や事前の取組を含めた実施運営上の見直しについて、関係団体と連携して検討します。
- 週休日等に実施される大会や記録会、コンクール等において、安易に学校職員を運営要員としないように、大会や記録会、コンクール等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう、主催団体等に働きかけます。
- 各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について、始業前には原則行わないなど見直すとともに、すでに見直している場合は継続するよう働きかけます。

## 視点2 ウェルビーイングの向上と働き方への意識改革の推進

### ○ 教員としての充実感の向上

- 児童生徒と向き合う時間を確保し、働きがいや充実感といった教職員のウェルビーイングを高めることが、よりよい教育の実現に不可欠であるという視点から、業務の効率化の推進を促します。
- 職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいの高揚が図れるよう、校長会や教頭会等の機会を通じて職場環境の改善に向けた取組を共有します。

### ○ 時間外在校等時間の管理

- 今後も継続して、出退勤記録システム「TK4－PS」等を活用し、教職員の時間外在校等時間の客観的な把握を行い、その結果を今後の取組に活かします。
- 長時間勤務の教職員に対して、管理職による面談を実施し、業務改善について具体策を検討するよう、校長会等で指導します。
- 各学校において、一人一人の教職員がワークライフバランスを意識しながら勤務するよう、啓発を図ります。

### ○ 教職員の健康管理の推進及び福祉の確保

- 毎年、ストレスチェックを実施し、実施後も分析結果等も活用して職場改善を推進します。また、心の相談窓口も設置します。
- 長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、産業医等による面接指導を勧奨します。
- 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について、各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼びかけます。

### ○ 「ふれあいデー」及び「サマーリフレッシュウィーク」、「埼玉県民の日」の閉庁日の設定の推進

- 各学校に対し、「ふれあいデー」及び「サマーリフレッシュウィーク」、「埼玉県民の日」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。
- 各学校に対し、保護者や地域への緊急連絡先の周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働きかけます。

### ○ 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会等で引き続き指導します。
- 教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配付し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 休暇制度等について、国や県の動向を踏まえ、取得手続の簡略化を検討します。
- 妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて、あらゆる機会を捉えて県に要望します。
- 産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。また、男性職員の育児休業に関する制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得促進を図ります。

## 視点 3 学校を支える体制の構築

### ○ 各種支援員等の配置の継続

- 学校へ配置している、学力向上支援講師、学習支援員、特別支援教育支援員、小学校外国語支援員、心身障害児介助員、学校司書、校内教育支援サポーター等について、各種事業の趣旨や目的、負担軽減の効果を検証し、今後も支援体制の充実を図ります。
- 中学校における部活動の技術指導や大会、練習試合等の引率等を行うことができる部活動指導員配置の拡充に努め、部活動指導に係る負担軽減を図っていきます。

### ○ 専門職員の活用及び障害者雇用の推進

- 児童生徒や保護者の多様な悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と活用に努めます。
- 学校法律相談事業を継続し、専門的な知識を有する弁護士による法的な視点からの学校への支援に引き続き取り組みます。
- 県教育委員会と連携し、障害者が働きやすい職場をつくるために必要な条件整備に努めます。

### ○ 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ホームページやリーフレット等を活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者・地域の理解促進を図ります。
- 本市でこれまで取り組んできた「地域と共に歩む学校づくり」は継続しながら、本基本方針に係る取組について、学校運営協議会等も活用しながら、保護者・地域の理解促進を図ります。
- 地域や外部団体主催の行事等に関しても、これまでは必要に応じて教職員が参加してきましたが、地域の実情に応じて、負担を考慮した参加について協議していきます。
- 各学校の実情を踏まえながら、既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援等を検討していきます。
- 学んだことを実社会で活かすことを目的に、各学校の実情を踏まえながら、地域や社会の人的・物的資源の活用について検討していきます。
- 関係団体等に大会やコンクール等の開催や、学校への配付物等についての精査・縮減を図るよう働きかけます。
- 中学校における部活動の実施に当たっては、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進する観点からも、所沢市「設置する学校に係る部活動の方針」に則った「学校の部活動に係る活動方針」を各中学校で策定し、生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うとともに、学校の教育目標や目指す学校像、各学校の状況に応じて柔軟に対応できるよう配慮します。
- 各中学校における「ノー部活動デー」について、状況を踏まえた設定を各校に働きかけるとともに、保護者・地域に対して、趣旨も含めて周知するように促します。
- 各学校の状況を踏まえ退校時間を設定するように働きかけるとともに、保護者・地域に対して趣旨も含めて周知するように促します。

## 6 関連する取組、今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各小・中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本方針（計画）に掲載し、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標についても、本市で導入しているストレスチェック等の結果も把握し、総合的に判断して設定します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針（計画）の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本方針（計画）の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）における協議等も踏まえつつ、本方針（計画）に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者・地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。

## ●勤務状況調査：令和 6・7 年度における所沢市の状況

|        |     | 月 4 5 時間超の割合 |       |       | 月 8 0 時間超の割合 |      |      | 年間         |
|--------|-----|--------------|-------|-------|--------------|------|------|------------|
|        |     | 6 月          | 11 月  | 3 月   | 6 月          | 11 月 | 3 月  | 360 時間超の割合 |
| R 6 年度 | 小学校 | 22.8%        | 18.8% | 18.2% | 0.4%         | 0.0% | 0.9% | 48.7%      |
|        | 中学校 | 45.1%        | 33.5% | 30.1% | 5.6%         | 2.3% | 2.1% | 55.7%      |
| R 7 年度 | 小学校 | 26.0%        | 10.3% | 23.3% | 0.6%         | 0.0% | 0.4% | 39.7%      |
|        | 中学校 | 44.1%        | 21.5% | 28.9% | 4.0%         | 1.9% | 1.7% | 53.7%      |

## ●勤務状況調査：令和 7 年度における埼玉県の状況

|        |     | 月 4 5 時間超の割合 |       |       | 月 8 0 時間超の割合 |       |      | 年間         |
|--------|-----|--------------|-------|-------|--------------|-------|------|------------|
|        |     | 6 月          | 11 月  | 3 月   | 6 月          | 11 月  | 3 月  | 360 時間超の割合 |
| R 7 年度 | 小学校 | 26.4%        | 8.6%  | 19.4% | 0.3%         | 0.03% | 0.5% | 40.8%      |
|        | 中学校 | 43.5%        | 25.8% | 31.8% | 3.3%         | 1.0%  | 1.9% | 56.3%      |

## ●各学校での具体的な実践の一例

- ・行事の精選や日課表の工夫。
- ・「退勤（退校）目標時間の可視化」。
- ・学校独自に業務負担軽減に向けた会議を行い、具体的な策を教職員で検討し、校内で出来ることを始めた。
- ・会議資料等のペーパーレス化による印刷時間の削減。
- ・年間授業時数（余剰時間数の削減に向けて）の見直し。
- ・留守番電話の設定時刻の短縮（＊P T A役員さんと共に検討を進めて決定）
- ・自分自身の時間外在校等時間を「見える化」し、教職員が前年同月や前月と比較できるようにした。

# 令和8年度第1回総合教育会議 不登校児童生徒への支援

令和8年7月31日 10:00～  
所沢市教育委員会

# 目次

- 1 不登校の定義
- 2 所沢市の不登校の現状
- 3 教育委員会の取組
- 4 関係部局の不登校支援

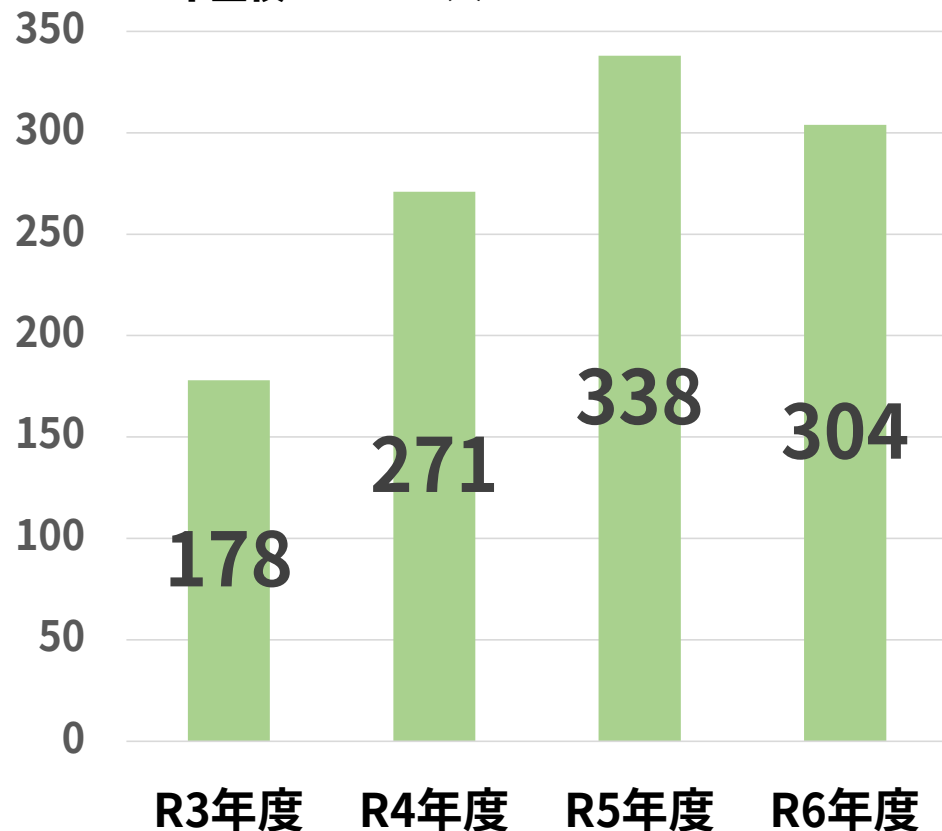
# 1 不登校の定義

- ① 長期欠席者  
年間30日以上欠席
- ② 不登校  
長期欠席者のうち、欠席理由が  
病気や経済的理由、その他の理由以外の者

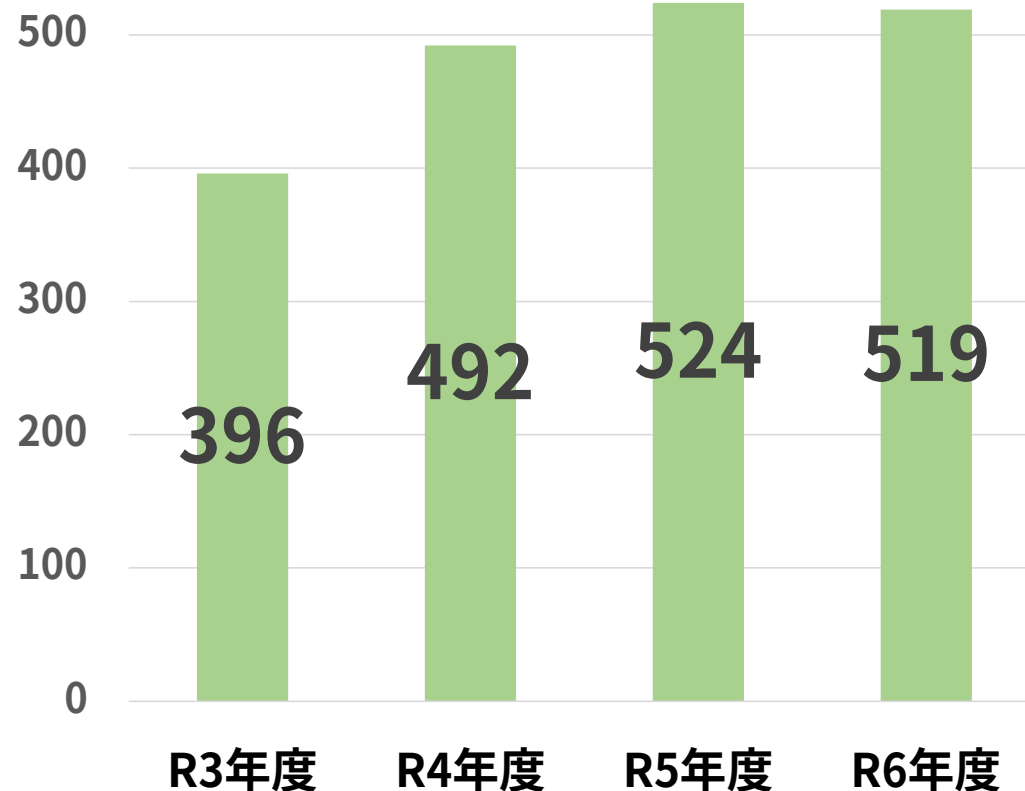
病気  
経済的理由  
不登校  
その他

## 2 不登校の現状（所沢市）

**小学校** 1000人当たりの人数（R6年度）  
不登校 19.5人



**中学校** 1000人当たりの人数（R6年度）  
不登校 68.8人



＊児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（調査期間 4.1～3.31）より

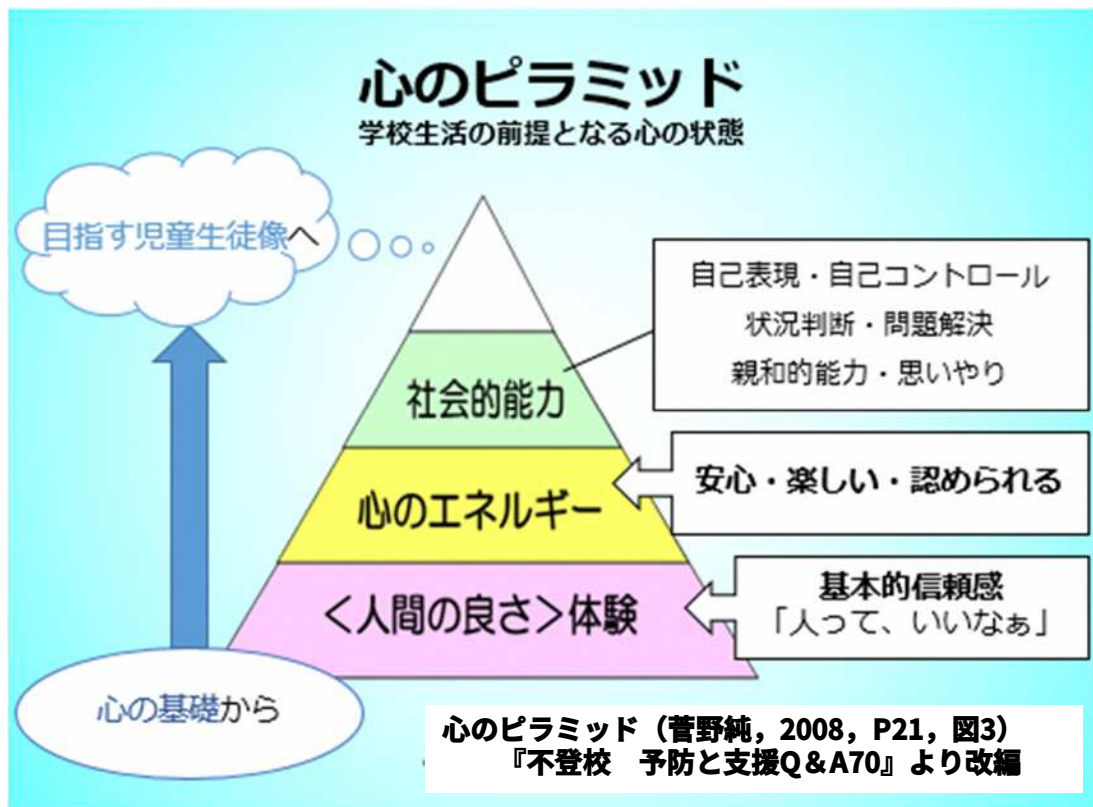
### 3 教育委員会の取組 心のエネルギープロジェクト

#### 願 い

- 1 子どもたち一人一人は、かけがえのない存在であり、誰もが夢や希望を持てるようにしたい。
- 2 自分も友だちも大切にしてほしい。

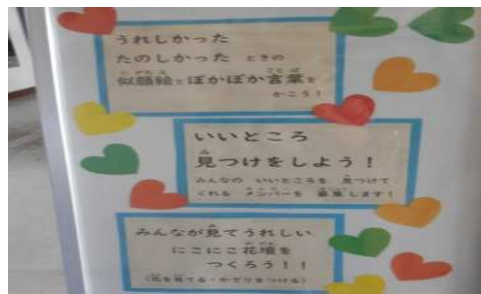
#### 目 的

一人一人の大人が、すべての子どもたちの生命尊重を願い、子どもへの愛情と理解を深めながら健やかな成長を促す。



- ・ 校長による「命」の講話
- ・ 「ほめほめウィーク」の実施
- ・ キラリの木  
（心のエネルギーが木の幹）の作成
- ・ 掲示エリアの作成
- ・ 人権感覚育成プログラムの活用
- ・ いじめ未然防止プログラムの活用

心のエネルギープロジェクト  
月間の取組



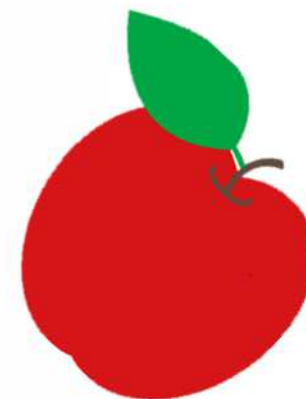
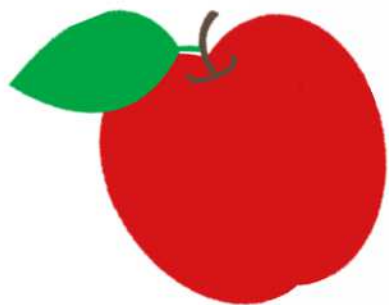
▲ほかほか言葉集め



▲自分のよさを考える取組

### 3 教育委員会の取組 子ども主体の授業・教師の授業力向上

トコロん学力向上プロジェクト事業



### 3 教育委員会の取組 子どもたちを支える教職員育成のための研修会

#### 授業改善【心・社】

- ・ ところん学力向上プロジェクト
- ・ 学校力向上プログラム
- ・ 豊かな心育成研修会

#### 児童生徒理解【人・心・社】

- ・ ゲートキーパー養成研修会
- ・ 気になる子への支援を学ぶ研修会
- ・ 不登校児童生徒への支援を学ぶ研修会

## 心のエネルギー プロジェクト

#### 資質向上【人】

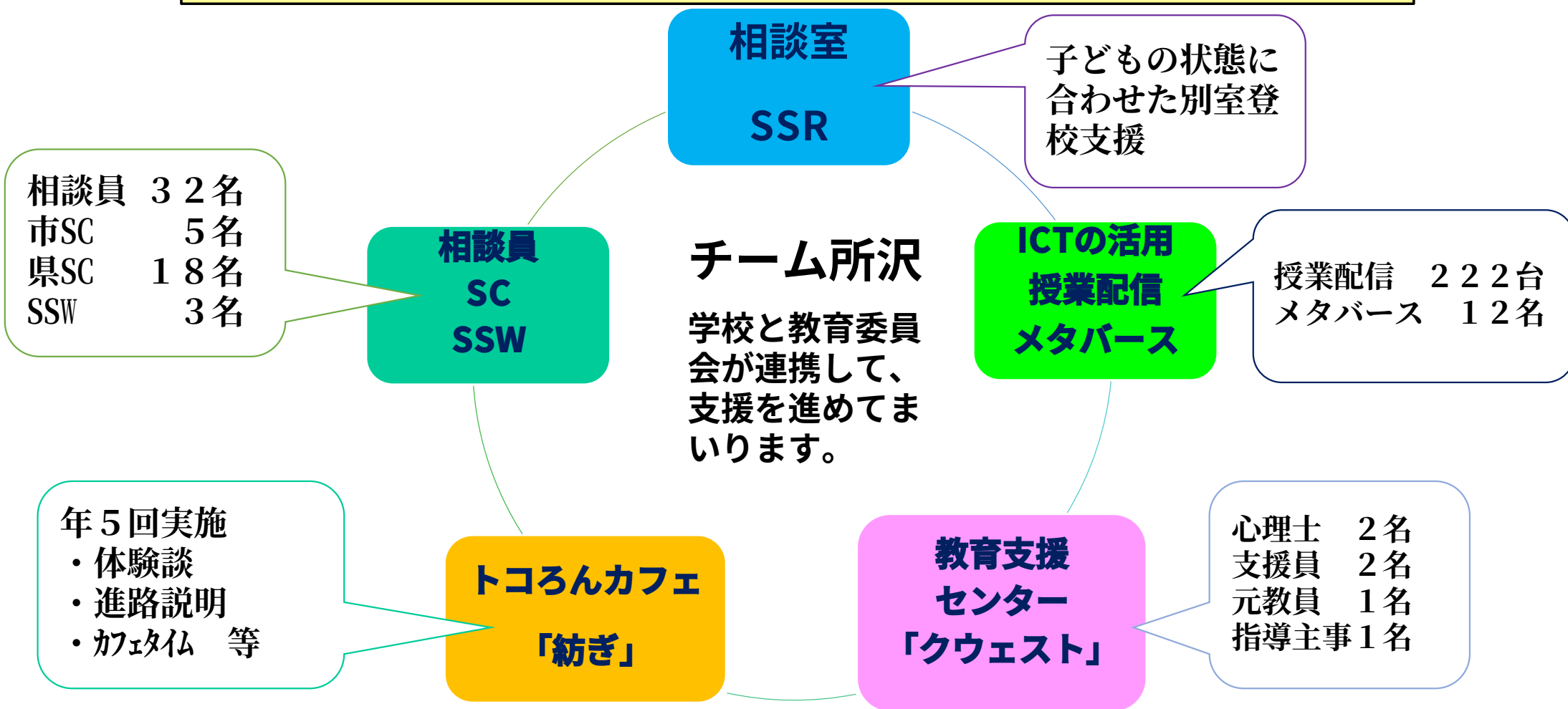
- ・ 初任者研修
- ・ フレッシュマンセミナー
- ・ ミドルリーダー研修
- ・ 臨時的任用職員研修
- ・ 生徒指導教育相談中級研修会

人：人間の良さ体験  
心：心のエネルギー  
社：社会的能力

### 3 教育委員会の取組 子どもたちを支える各種支援員

- ・学習支援員
- ・特別支援教育支援員
- ・心身障害児介助員
- ・学校司書
- ・心のふれあい相談員
- ・校内教育支援サポーター
- ・外国語支援員

### 3 教育委員会の取組 所沢市の不登校相談・支援



### 3 教育委員会の取組 「校内教育支援サポーター」の配置



### 3 教育委員会の取組 配信用Chromebookの配備

#### <目的>

オンラインによる授業配信ができる端末整備を行うことで、不登校児童生徒の学びの保障をする。教科の学習だけでなく、教職員、友人との交流を通じて、社会性を育む。

### 3 教育委員会の取組 教育メタバース

#### ＜事業概要＞

メタバース空間に不登校児童生徒等の居場所・学びの場を設置し、学習支援や相談支援を実施。

#### ＜内容＞

- ・講義形式によるオンラインでの学習支援
- ・オンライン学習教材での個別学習
- ・SC、SSWを配置しての相談支援

#### ＜対象＞

- ・支援が届きにくい児童生徒
- ・小中学校全学年

彩の国 埼玉県  
本事業は埼玉県教育委員会・参加市町村教育委員会が運営しています

埼玉県内  
市町村合同  
メタバース空間

## 埼玉県 メタキャンパス

**期間** 令和8年6月  
令和9年3月  
※開設日・開設時間は市町村ごと異なります。

**対象** 県内の公立小・中学生  
学校に行きにくいと感じている、または病気などの理由により長期欠席をしていて、オンラインでの学習を希望する児童生徒を対象に学習や相談などの支援をします。  
※この事業に参加する県内市町村の公立小・中学生が対象です。

**主な内容**

- 1 自宅からすぐに通える！  
みんなアバターになって参加！  
※自分好みのアバターに  
変身しよう！
- 2 学びたいときに  
自分のペースで学習できる！  
※学習もできる！
- 3 夢中になれる  
オンライン学習を受けられる！  
※カメラとマイクは  
OFFでOK！

※授業以外にもオンライン学習教材（デキタス）で自分のペースで学習を進めることができます。

楽しく学べる！オンライン学習 //

**オンライン学習例**

- 朝の会 - 今日の目標を立ててみよう -
- 目指せ！やわらか脳（理科・社会）
- 漫画家への道 - みんなでデッサン -（美術）
- 音楽の作り方
- 文章題をやっつけろ！（算数・数学）
- 超超超英語基礎

詳しくは  
動画でチェック

イメージ  
動画  
(1分間)

オンライン学習教材  
(デキタス)の説明  
(5分間)

SAITAMA  
さいたまっちゃんボタン

### 3 教育委員会の取組 教育支援センター「クウェスト」

#### ●目 的

不登校児童生徒の自立を支援し、学校復帰等の社会的自立を図る

#### ●対 象

市内在住の不登校の児童生徒

#### ●支援内容

##### ◇個別支援

面接相談：本人や保護者の面接を通して、本人の成長や学校適応に向けた相談・支援を行います。

##### ◇活動

個別：小学校1年生～中学校3年生が対象（週に1時間）

・学習や工作などの作業 1対1または少人数での活動

集団：小学校6年生～中学校3年生が対象（月・水・金）

・学習 グループワーク スポーツ 調理 栽培等 10人程度の集団活動

### 3 教育委員会の取組 トコロんカフェ「紡ぎ」

#### <目的>

- ・児童生徒の登校についての悩みをもつ保護者同士の繋がりを「紡ぐ」
- ・支援機関等と保護者の繋がりを「紡ぐ」

#### <内容>

- ・中学卒業後の進路に関する情報提供
- ・専門家による講演会
- ・市内支援団体の紹介 等

昨年度参加者 のべ156名

所沢市 令和8年度 第2回  
トコロんカフェ  
「紡ぎ」

参加費 無料

当日キャンセル可

7/15 水 14:30 から

お申込はコチラ



★ お子様の登校にお悩みの市内小・中学校の保護者様が対象です。

※お子様同伴の参加も可

★ 第2回は、中学校卒業後の「進路」に関する情報提供をします。

注意事項：  
会場の都合で、当日の飛び入りの参加はできません。  
対象者以外の参加はご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

主催 所沢市立教育センター

## 4 関係部局の不登校支援

所沢市社会福祉協議会  
「こどもの居場所ネットワーク所沢」

こども福祉課  
「所沢市発達障害児アウトリーチ支援事業」

所沢図書館  
「かくれがプロジェクト事業」(新事業)

# 不登校支援のこれから・・・

## 【つなぐ Connect】

- ・校内教育支援センターによる支援コーディネート
- ・保護者との定期的な相談・情報共有
- ・教育・福祉・医療との連携

子どもを中心にみんなで支える  
つなぐ・支える・育てる

## 【支える Support】

- ・校内教育支援サポーターの配置
- ・安心して過ごせる校内の居場所づくり
- ・ICTを活用した学習支援
- ・保護者支援の充実
- ・教職員への研修・相談体制

## 【育てる Grow】

- ・一人一人に応じた学びの保障
- ・地域での体験活動
- ・キャリア教育
- ・自己肯定感を育む支援
- ・多様な進路につながる支援

今後も不登校児童生徒への支援を推進してまいります



ご清聴ありがとうございました。